

オプション取引の基本知識について

規制と税金

店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則

金融商品取引業者が、個人投資家向けバイナリーオプション取引を提供するには第一種金融商品取引業者として登録する必要があります。また、一般社団法人金融先物取引業協会がバイナリーオプション取引に関するルールの概要を紹介しております。

http://www.ffaj.or.jp/binop/

このルールはバイナリーオプション取引の商品性、取引開始手続き、取引時、情報提供等に関する事項について記載されています。概略は下記のとおりです。

規制基準	規則及び条件
取引期間	○ 最低取引期間は 2 時間です。
判定時刻の間隔	○ 判定時刻の間隔は最低2時間となります。
バリア価格	 バリア価格は各取引開始時に決定します。 過度のレバレッジやリターンを加味することなく、合理的な根拠に基づく算出方法で価格を提示しなければなりません。 取引期間開始後にバリア価格を追加することはありません。
ペイアウト金額	○ 1ロットあたり 1000円 (固定)
オプション価格	各回号ごとに設定してあるペイアウト金額に応じて適切な取引価格 (購入金額)を提供しなければなりません。
透明性が確保された取引価格の提供	 取引価格は、購入価格と売却価格の2ウェイプライスで提示します。 コールオプションとプットオプションを用い、お客さまのポジション を決済するため売却価格を常時提示します。 取引期間中、取引価格に関わる全てのバリア価格は、提示しなければ なりません。
価格設定と検証	ブラックショールズモデルなど所定の理論式を応用した価格計算の結果を用いた、合理的な根拠に基づく価格設定をします。定期的に定められた方法で価格の点検や確認を行います。
広告とインセンティブ	過度の投機的な取引の強要を誘引するような表現や内容を用いることは不適切です。口座開設や取引行為に対しての成功報酬は禁止されています。
取引結果の公表	 一定の期間内(1ヶ月)に行われた顧客との取引の全体の状況に関し、 顧客の支払総額に対する顧客の受取総額の割合と、取引を行った顧客 数に対する損失が生じた顧客数の割合を公表にしなければなりません。



オプション取引の基本知識について

規制と税金

口座開設と基礎知識の確認	 お客さまがバイナリーオプションオプション取引するにあたり、取引に関する十分な知識を学習コンテンツとして提供しなければならなりません。 口座開設時にバイナリーオプション取引の知識が十分にあるか判断するために知識確認テストを実施しなければならない。知識確認テストの内容は、多数の問題を毎回アットランダムに出題します。
取引上限又は損失限度額	 お客さまご自身で損失限度額を設定し限度額を管理していただきます。場合によっては、お取引を停止して頂くこともあります。 当社で定める取引上限または、お客さま保護のため損失限度額はすべてのお客さまが対象となります。当社の定めた上限及び損失限度額は、お客さまご自身で設定した限度額より厳しく設定されてます。
追加証拠金	万が一通貨関連オプションのショートポジションを保有し原資産である通貨ペア激しく変動し、証拠金が不足した場合には追加証拠金を業者に預託金する必要があります。
ロスカット	 万が一顧客の損失額が限度額を超え、取引口座が外国為替証拠金取引に使用されている場合、当社はさらなる損失額を防ぐため強制決済を行います。その際に、バイナリーオプション取引にロスカットルールが適用されます。 バイナリーオプション取引の証拠金を他の通貨関連デリバティブ取引(外国為替証拠金取引)と区分して管理する場合は、十分な口座残高もしくは追加証拠金を差し入れることにより、強制ロスカットが適用される可能性は低くなります。
クーリングオフ	別途定めがない限り、店頭バイナリーオプション取引成立後においてクーリングオフはできません。
顧客資産の区分管理	お客さまからの預かり資金や取引に係る評価損益を含む資産は、顧客資産保全の為、信託銀行の信託口座にて区分管理をしなければなりません。
過度の投機的な取引の抑制	過度の投機的な取引を行ってはいけません。例え損失額が限定的だとしても、お客さまは過度の投機的な取引にならないように節度ある取引を心がけなければなりません。



オプション取引の基本知識について

規制と税金

取引に関する税金

店頭通貨バイナリーオプション取引の利益は課税の対象となっており、一定の差金等決済をした場合には、申告分離課税が適用されます。バイナリーオプション取引の利益以外に外国為替証拠金取引や先物取引からも生じた収入(利益)がある場合、これら損益を通算して合計額を「先物取引に係る雑所得等」として申告することができます。

<u>当社はお客さまから損益計算書の送付依頼があった場合は、速やかにお客さまに提供いたします。もしくは、ホー</u>ムページ上から取得可能にいたします。

申告分離課税対象額(先物取引に係る雑所得等)がマイナスの場合は3年間の繰越控除が可能です。

収入 (利益) を得るために要した費用(取引や口座維持に係る費用等)は必要経費として収入(利益)から引くことができます。

詳細については、国税庁ウェブサイトにてご確認ください。 http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1521.htm



平成28年12月9日制定